

配偶者暴力相談支援センターにおける相談件数等（令和2年度分）

この調査結果は、内閣府男女共同参画局において、令和2年度（令和2年4月1日～令和3年3月31日）の、全国296か所の配偶者暴力相談支援センターにおける相談件数等を集計した結果である。

1 配偶者からの暴力（DV）に関する相談件数等

（1）配偶者暴力相談支援センターにおける相談の種類別相談件数等

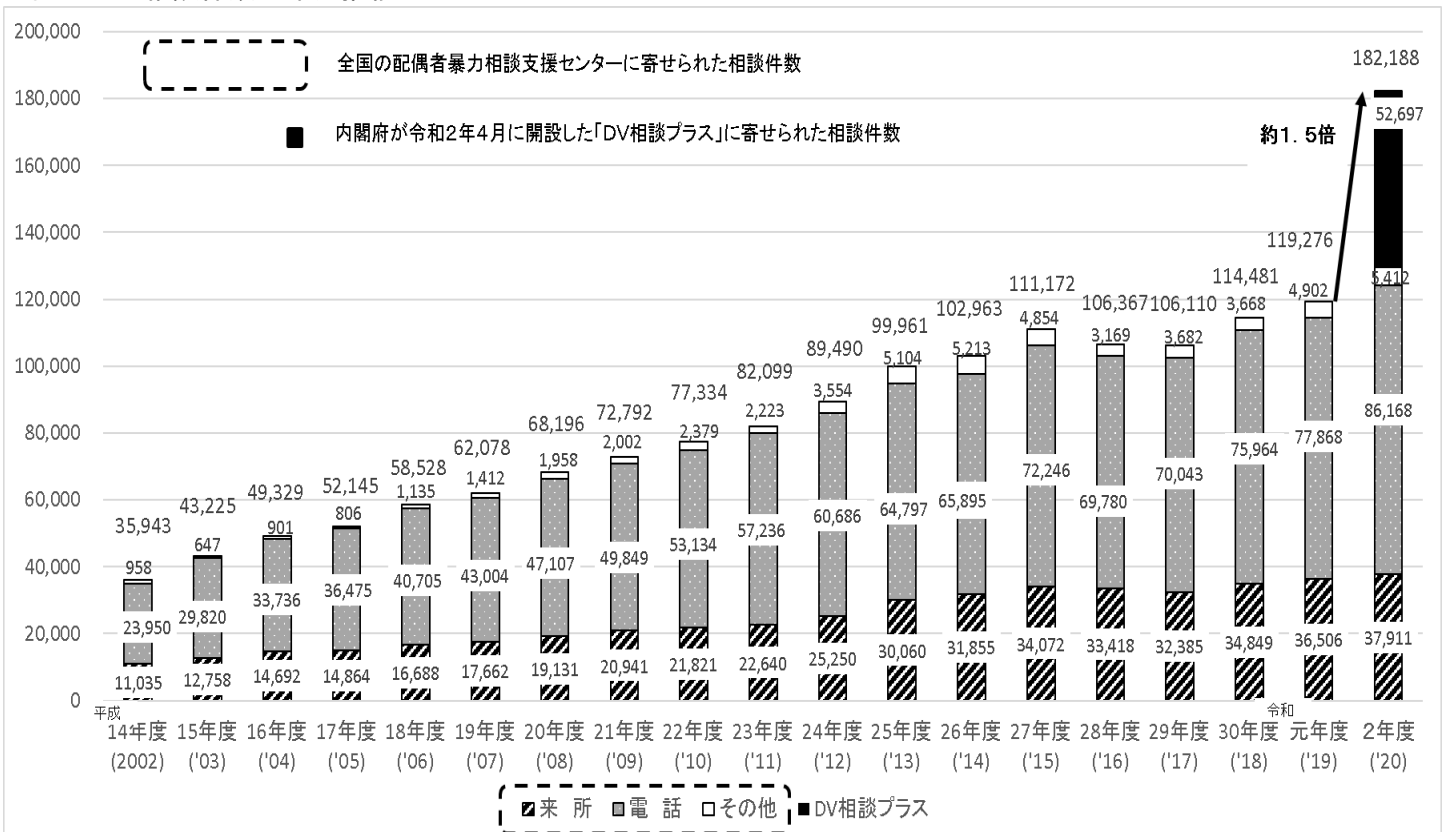
	実 人 員						相 談 件 数						
	総 数	性 別		総 数	性 別		総 数	加 害 者 と の 関 係					
		女	男		女	男		配 偶 者			離婚済	生活の本拠を共にする（した）	
								届出あり	届出なし	届出有無不明		交際相手	元交際相手
総 数	80,579	78,054	2,525	129,491	125,916	3,575	129,491	104,438	3,194	1,740	16,044	3,021	1,054
来 所	24,011	23,615	396	37,911	37,395	516	37,911	28,948	1,087	507	6,442	620	307
電 話	53,898	51,816	2,082	86,168	83,168	3,000	86,168	71,324	1,872	1,161	8,957	2,177	677
その他	2,670	2,623	47	5,412	5,353	59	5,412	4,166	235	72	645	224	70

<参考：DV相談プラスにおける相談の種類別相談件数等>

	相 談 件 数			
	総 数	性 別		
		女	男	それ以外
総 数	36,472	32,408	3,779	285
電 話	25,813	22,357	3,288	168
オンライン・チャット（SNS）	8,268	7,733	441	94
メール	2,391	2,318	50	23

注：DV相談プラスに寄せられた相談（52,697件）のうち、相談票が作成されたもの（36,472件）を集計している。
（出典）令和2年度「DV相談＋（プラス）事業における相談支援の分析に係る調査研究事業」報告書

<図 DV相談件数の年次推移>



(2) 都道府県別相談件数

	施設数	総数	相談の種類			総数	性別		1センター当たり 相談件数
			来所	電話	その他		女	男	
全 国	296	129,491	37,911	86,168	5,412	129,491	125,916	3,575	437.5
北海道	20	3,066	763	2,181	122	3,066	2,977	89	153.3
青森	9	1,070	335	724	11	1,070	1,064	6	118.9
岩手	12	1,872	929	826	117	1,872	1,824	48	156.0
宮城	3	2,982	1,375	1,514	93	2,982	2,962	20	994.0
秋田	6	674	295	366	13	674	661	13	112.3
山形	5	652	265	381	6	652	640	12	130.4
福島	9	1,993	888	1,007	98	1,993	1,961	32	221.4
茨城	3	1,918	474	1,430	14	1,918	1,869	49	639.3
栃木	5	2,396	647	1,672	77	2,396	2,350	46	479.2
群馬	7	1,708	558	1,131	19	1,708	1,652	56	244.0
埼玉	22	7,759	2,849	4,791	119	7,759	7,532	227	352.7
千葉	20	9,507	2,758	6,562	187	9,507	9,378	129	475.4
東京	19	19,722	5,927	13,017	778	19,722	19,306	416	1,038.0
神奈川	5	9,068	1,369	6,913	786	9,068	8,129	939	1,813.6
新潟	3	2,992	578	1,989	425	2,992	2,839	153	997.3
富山	2	1,385	358	912	115	1,385	1,381	4	692.5
石川	2	1,803	645	1,158	0	1,803	1,785	18	901.5
福井	8	795	293	482	20	795	786	9	99.4
山梨	2	1,607	285	1,320	2	1,607	1,584	23	803.5
長野	3	1,205	259	725	221	1,205	1,180	25	401.7
岐阜	9	1,299	366	921	12	1,299	1,283	16	144.3
静岡	4	2,444	851	1,441	152	2,444	2,351	93	611.0
愛知	2	2,079	653	1,386	40	2,079	1,988	91	1,039.5
三重	1	525	158	345	22	525	511	14	525.0
滋賀	3	1,085	349	732	4	1,085	1,039	46	361.7
京都	4	6,387	1,136	4,736	515	6,387	6,209	178	1,596.8
大阪	13	7,834	1,960	5,496	378	7,834	7,612	222	602.6
兵庫	18	9,579	2,837	6,325	417	9,579	9,416	163	532.2
奈良	2	832	253	578	1	832	817	15	416.0
和歌山	1	601	155	439	7	601	599	2	601.0
鳥取	3	636	245	345	46	636	627	9	212.0
島根	2	923	226	603	94	923	919	4	461.5
岡山	4	2,091	547	1,542	2	2,091	2,055	36	522.8
広島	5	1,615	483	1,107	25	1,615	1,577	38	323.0
山口	2	422	79	342	1	422	396	26	211.0
徳島	5	1,867	586	1,194	87	1,867	1,856	11	373.4
香川	1	664	182	459	23	664	656	8	664.0
愛媛	3	704	399	298	7	704	697	7	234.7
高知	1	959	470	443	46	959	952	7	959.0
福岡	12	2,204	404	1,768	32	2,204	2,089	115	183.7
佐賀	2	1,585	579	1,005	1	1,585	1,582	3	792.5
長崎	4	1,879	704	1,117	58	1,879	1,853	26	469.8
熊本	3	1,840	686	1,104	50	1,840	1,781	59	613.3
大分	3	964	295	667	2	964	954	10	321.3
宮崎	1	329	81	248	0	329	324	5	329.0
鹿児島	17	1,878	816	1,039	23	1,878	1,844	34	110.5
沖縄	6	2,092	561	1,387	144	2,092	2,069	23	348.7

(3) 施設の種別別相談件数

	施設数	総 数	相談の種類			総 数	性別	
			来 所	電 話	その他		女	男
総 数	296	129,491	37,911	86,168	5,412	129,491	125,916	3,575
男女共同参画センター・女性センター	48	37,798	10,298	26,461	1,039	37,798	36,162	1,636
婦人相談所	50	37,649	7,713	28,887	1,049	37,649	36,995	654
福祉事務所・保健所	109	22,668	8,906	12,146	1,616	22,668	22,189	479
児童相談所	10	2,238	683	1,499	56	2,238	2,187	51
その他	79	29,138	10,311	17,175	1,652	29,138	28,383	755

2 法第14条第2項に基づき裁判所から書面提出を求められた件数

総 数	647
-----	-----

3 法第14条第3項に基づき裁判所から更なる説明を求められた件数

総 数	4
-----	---

(参考)

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）（抄）
（保護命令事件の審理の方法）

第十四条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

2 申立書に第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。

3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

4 法第6条による通報を受けた件数

総 数	6,304
-----	-------

(参考)

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）（抄）
（配偶者からの暴力の発見者による通報等）

第六条 配偶者からの暴力（配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。）を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。

3 刑法（明治四十年法律第四十五号）の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。

4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

5 日本語が十分に話せない被害者からの相談件数

「1 相談件数等」の相談件数のうち、日本語が十分に話せない被害者について、国籍にかかわらず被害者が主に話す言語で集計した。

	総数	性別		総数	言語別									
		女	男		英語	スペイン語	タイ語	タガログ語	韓国語	中国語	ロシア語	ポルトガル語	その他	不明
総数	1,680	1,654	26	1,680	184	107	70	513	111	334	17	89	211	44
来所	632	623	9	632	58	24	16	228	29	134	9	45	79	10
電話	852	836	16	852	104	74	46	241	50	170	5	32	96	34
その他	196	195	1	196	22	9	8	44	32	30	3	12	36	0

6 障害者である被害者からの相談件数

「1 相談件数等」の相談件数のうち、被害者が障害者であることが把握できたものについて集計した。

	総数	性別		総数	身体障害							その他の障害	
		女	男		知的障害	精神障害	小計	視覚障害	聴覚・平衡機能の障害	音声・言語・そしゃく機能の障害	肢体不自由		その他の身体障害
総数	12,430	11,820	610	12,452	1,270	9,878						926	
来所	2,781	2,738	43	2,786	439	1,996	295	30	77	2	119	67	56
電話	8,934	8,370	564	8,950	729	7,347	602	60	38	25	372	107	272
その他	715	712	3	716	102	535	29	2	6	0	11	10	50

7 同居している未成年の子どもの有無及び状況

「1 相談件数等」の実人員のうち、同居している未成年の子ども（18歳未満）の有無及び状況について集計した。なお、本調査で「面前DV」は、子どもが直接的にDVを目撃している場合に限る。

	総数	有	虐待あり			虐待なし	虐待有無不明	無	不明
			虐待あり	面前DVのみ	虐待なし				
総数	80,579	39,393	25,818	14,491	5,300	8,275	21,092	20,094	

8 交際相手からの暴力に関する相談件数

「1 相談件数等」に計上されない交際相手からの暴力に関する相談の件数を集計した。

また、「通報」は「4 法第6条による通報を受けた件数」に計上されない交際相手からの暴力に関する被害者の親族等、被害者以外の者からの通報件数を集計した。

	総数	性別		通報
		女	男	
総数	2,933	2,825	108	268

9 ストーカー行為等に関する相談件数

「ストーカー行為等に関する相談件数」を集計した。

うち、「1 相談件数等」及び「8 交際相手からの暴力に関する相談の件数」にも該当する場合は重複計上とした。

	総 数		
	女	男	
総 数	1,127	1,093	34

(参考)

ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成12年5月24日法律第81号）（抄）

（国、地方公共団体、関係事業者等の支援）

第九条 国及び地方公共団体は、ストーカー行為等の相手方に対する婦人相談所その他適切な施設による支援、民間の施設における滞在についての支援及び公的賃貸住宅への入居についての配慮に努めなければならない。

10 緊急時における安全の確保を行った件数

配偶者暴力相談支援センターが実施した「緊急時における安全の確保」のうち、施設への入所やホテル等への宿泊を伴う件数について集計した。なお、婦人相談所及びその委託先が実施した一時保護は含まない。

（1）日数別緊急時における安全の確保を行った件数

	総 数					
	1日～3日	4日～6日	1週間以上	2週間以上	不明	
総 数	770	209	62	98	340	61

（2）施設別緊急時における安全の確保を行った件数

	総 数				
	自らの施設	ホテル等	民間団体等	その他	
総 数	770	178	111	266	215

(参考)

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）（抄）

（配偶者暴力相談支援センター）

第三条 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。

3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。

三 被害者（被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第五条及び第八条の三において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。